

いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業補助金
交付に係る事務取扱

1 趣旨について

この事務取扱は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の実現を図るため、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、住民主導又は、学生等の地域外の力を活用して地域コミュニティの維持及び再生を推進する活動に要する経費に対して交付する補助金である「いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業補助金」（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

なお、地域コミュニティとは、自治会や町内会等の自治組織や、各種委員会及び実行委員会等の地域性を有し特定の目的を持って活動する団体をいう。

2 補助対象団体について

要綱第2条に基づく補助対象団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 東日本大震災によりいわき市外から市内、又はいわき市内から同市内の別の場所へ転居し、いわき市内に生活の本拠地を置く被災者及び避難者（以下「被災者及び避難者」という。）が運営又は所属する、もしくは被災者及び避難者が居住する地域に設置される5名以上で構成された地域コミュニティ。
- (2) 当補助金（平成27～29年度「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金」を含む。以下同じ。）において、通算3回以上採択されていない団体。（ただし、今後の方向性が明確で、長期的な事業計画が策定されている等、内容が発展的であり、補助金の趣旨に照らし必要と認められる事業を実施する場合についてはこの限りではない。）
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しないこと。

3 対象事業について

要綱第2条に基づく補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 年度内に完了する事業。
- (2) 被災者及び避難者同士の交流又は、被災者及び避難者と地域住民との交流促進及び相互理解等に寄与する事業。（当補助金における通算2回目以降の申請については、被災者及び避難者と地域住民との交流促進及び相互理解等を主目的とした事業に限る。）

ただし、次に該当する事業内容を含む場合は補助対象外とする。

ア 新たな交流を伴わず、既存のコミュニティの親睦を深めることを主目的とした交流活動や研修旅行。

イ 避難者及び被災者の主体的な参画を伴わず、業者等から一方的にサービスの提供を受けるに留まる事業。

ウ 物品の購入を主とし、具体的な交流活動を伴わない事業。

エ 前年度より継続して実施する事業について、自己資金の確保など活動の自立、継続に向けた動きが見られない事業。

4 補助対象経費について

要綱第2条に基づく補助対象経費については、別表第1に掲げるとおりとする。

なお、当補助金において通算3回以上採択されている団体で、発展的な事業内容で申請を行う場合は、前回申請と比較して発展的と認められる範囲に該当する経費のみを補助対象とする。

5 補助対象外経費について

(1) 団体の構成員（構成員が運営する企業等も含む）に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等は原則として対象外とする。ただし、飲食費は支出が妥当だと判断できる場合のみ対象とする。

(2) 他の団体に対する補助金、助成金等。

(3) 物品販売に係る経費。

(4) 神社仏閣等の宗教法人に対する経費。

(5) 事業実施に要する経費のうち、その事業の実施に欠くことのできない範囲を超え、付帯的に発生したと認められる経費。

(6) その他補助対象事業を実施するために直接必要と認められない経費。

6 補助額について

要綱第2条に基づく補助額については、次のとおりとする。

(1) 補助金の額は、1団体につき補助対象経費の5分の4以内の額（50万円を上限とする。）とし、予算の範囲内で福島県いわき地方振興局長（以下「局長」という。）が定める。（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。）

(2) 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が10万円以下の場合は10分の10以内とする。（当該額に1,000円未満の端数が生じても切り捨てない。）

(3) 補助対象事業は1団体につき年度内において2件を限度とする。

(4) 当補助金以外に、国、福島県が補助する他の制度と重複した申請は認めない。

7 交付申請について

- (1) 要綱第3条第1項の規定に基づく申請書の提出期限は、事業を開始する日から起算して10日前とする。
- (2) 要綱第3条第2項(3)に定める書類について、次のとおりとする。
 - ア 申請団体の規約
 - イ 申請団体の役員（会員）名簿

8 交付決定について

局長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、福島県地方振興政策会議規定（平成6年福島県訓令第5号）に基づき設置されるいわき地方振興政策会議において意見を聴取（ただし、申請書提出から事業開始までの期間が短く、意見の聴取が困難な場合等、局長が認めるものについてはこの限りではない。）した上で、補助金を交付すべきものと認めるものについては、速やかに交付の決定をするものとする。なお、いわき市民との交流に係る事業については、必要に応じていわき市からの助言を受けるものとする。

附 則

この事務取扱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この事務取扱は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1

経費区分
報償費
旅費
消耗品費
印刷製本費
燃料費
食糧費
賄材料費
通信運搬費
広告費
手数料
保険料
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費
その他いわき地方振興局長が必要と認めたもの